

No	カテゴリー	質問	回答
1	概要	本事業の対象となる「中小企業等」とはどのような事業者ですか。	本事業の対象となるのは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び同条第5項に定める小規模企業者です。前記の条件を満たす個人事業主も対象となります。
2	概要	研究開発終了後、必ず事業化に向けた取組に繋がなければならないのですか。	研究終了後は、事業化に向けた更なる共同研究等の取組に繋げるよう努めていただく必要があります。応募及び採択の状況については、追跡調査をさせていただき、状況によっては直接事情をお聞きする場合がありますのでご了承ください。
3	概要	補助事業で取得した機械装置等の設備の帰属はどうなりますか。	設備の帰属については共同研究を行う学術機関との間で協議いただくこととなります。
4	概要	補助事業で取得した機械装置等の設備の処分や売却に際して留意すべき事項はありますか。	補助期間終了後の設備の取り扱いについては要領17条を遵守いただく必要があります。事業終了後即座に設備を売却するなど、資金化を目的とした申請であると疑われる事案に関しては、事情をお聞きした上で、場合によっては補助金を返納いただく必要がありますのでご留意ください。
5	概要	補助事業で取得した特許等の扱いはどのようになりますか。	特許の帰属については共同研究を行う学術機関との間で協議いただくこととなります。
6	経費	採択前に学術機関と締結した契約は対象となりますか。	対象となりません。採択が行われ、補助金交付決定通知を交付した以降の契約のみが補助対象となります。
7	経費	本店が奈良市外にあり、事業所が奈良市内にある事業者の場合、契約の相手方は奈良市内の事業所がある住所にする必要がありますか。	契約の相手方の住所が市外であっても問題ありません。なお、市内に事業者があることを証明する資料の提出を別途求める場合があります。
8	経費	採択が決まると事業計画書に記載した補助金希望額が決定されるのですか。	事業計画書に記載の補助金希望額が確約されているわけではありません。採択後、ヒアリングや補助金交付申請手続きを経て、予算の範囲内で必要と認められる補助金額が決定されます。
9	経費	消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は原則対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費となります。
10	経費	事業終了前に補助金の前払いを受けることは可能ですか。	補助金の前払いは認めておりません。事業が終了し、補助事業の報告内容を確認してからの支払いとなります。
11	審査	マッチング支援を受けることで共同開発事業補助金の採択率に影響はありますか。	マッチング支援を受けた場合であっても、採択の加点要素にはなりません。
12	審査	採択数は何社程度ですか。	4社程度を予定しています。
13	審査	持参と郵送で有利不利はありますか。	持参と郵送による取り扱いの違いはありません。
14	相談	マッチング支援を行った場合、その場で教授を紹介してもらえますか。	その場でマッチングを行うことはできません。連携学術機関と相談を行った上で、後日連絡させていただきます。なお、必ず連携先となる学術機関をご紹介できるものではありませんのでご了承ください。